**庄原市介護予防・生活支援サービス事業　サービス事業費単位数表**

平成29年２月６日

改訂　平成29年３月29日

改訂　平成30年９月10日

改定　令和元年９月13日

改定　令和３年３月23日

改定　令和４年９月30日

改定　令和６年３月29日

　庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年告示第12号。以下「実施要綱」という。）第９条に規定する市長が定めるサービス事業費単位数表（以下「単位数表」という。）は、つぎのとおりとする。

　なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生労働省告示第19号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問･通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号）、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に準ずるものとする。

　このほか、この単位数表における用語は、介護保険法（平成９年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年庄原市告示第12号）、庄原市介護予防・生活支援サービス事業の指定基準（平成29年庄原市告示第14号）において使用する用語の例による。

１　介護予防訪問サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

（１）　１週に１回程度の場合　　　　　1,176単位

（２）　１週に２回程度の場合　　　　　2,349単位

（３）　１週に２回を超える程度の場合　3,727単位

注１　利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注２　生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注３ [高齢者虐待防止措置未実施減算]

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注４　[業務継続計画未策定減算]

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注５　［同一建物減算］

指定介護予防訪問サービス事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所の１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所の１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対しては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対しては、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（当該事業所の１月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対しては、１回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注６　［特別地域加算］

１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注７　［中山間地域における小規模事業所加算］

１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注８　［中山間地域に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注９　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、生活援助訪問サービスを受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注10　利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

ロ　初回加算　200単位

ハ　生活機能向上連携加算

（１）生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位

（２）生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位

注　ハの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

　ニ　口腔連携強化加算　50単位

注　二の算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護における口腔連携強化加算の取扱に準ずる。

ホ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注１　　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　　（１）から（２）まで、支給限度額管理の対象外

　ト　介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　　　イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

　　注　　支給限度額管理の対象外

２　生活援助訪問サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

（１）　１週に１回程度の場合　　　　　　941単位

（２）　１週に２回程度の場合　　　　　1,880単位

（３）　１週に２回を超える程度の場合　2,982単位

注１　利用者に対して、指定生活援助訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定生活援助訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注２ [高齢者虐待防止措置未実施減算]

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注３　[業務継続計画未策定減算]

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注４　［同一建物減算］

指定生活援助訪問サービス事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所の１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所の１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対しては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対しては、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定生活援助訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（当該事業所の１月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対しては、１回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注５　［特別地域加算］

１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注６　［中山間地域における小規模事業所加算］

１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注７　［中山間地域に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注８　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問サービスを受けている間は、生活援助訪問サービス費は、算定しない。

注９　利用者が一の指定生活援助訪問サービス事業所において指定生活援助訪問サービスを受けている間は、当該指定生活援助訪問サービス事業所以外の指定生活援助訪問サービス事業所が指定生活援助訪問サービスを行った場合に、生活援助訪問サービス費は、算定しない。

ロ　初回加算　200単位

ハ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからロまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからロまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからロまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ニ　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからロまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからロまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注１　　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　　（１）から（２）まで、支給限度額管理の対象外

ホ　介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　　　イからロまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

　　注　　支給限度額管理の対象外

３　介護予防通所サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

（１）　事業対象者・要支援１　　1,798単位

（２）　事業対象者・要支援２　　3,621単位

注１　看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第２号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は看護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所におい　て、指定通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注４　［事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合］

（１）イ（１）を算定している場合　１月につき376単位を所定単位数から減算

（２）イ（２）を算定している場合　１月につき752単位を所定単位数から減算

注５　[送迎未実施減算]

　　　 利用者に対して、その居宅と介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ（１）を算定している場合は１月につき376単位を、イ（２）を算定している場合は１月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注４を算定している場合は、この限りでない。

注６　［定員超過利用に該当する場合]

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注７　［人員基準欠如に該当する場合］

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注８　［中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注９　［若年性認知症利用者受入加算］

１月につき240単位を所定単位数に加算

注10　利用者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定社会参加通所サービスを受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注11　利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　　ロにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

ハ　若年性認知症利用者受入加算　240単位

注　　ハの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利

用者受入加算の取扱に準ずる。

ニ　栄養アセスメント加算　50単位

注　　ニの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメン

ト加算の取扱に準ずる。

ホ　栄養改善加算　200単位

注　　ホの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の

取扱に準ずる。

ヘ　口腔機能向上加算

（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位

（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位

　注　　ヘの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準ずる。

ト　一体的サービス提供強化加算　480単位

注　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ　サービス提供体制強化加算

（１）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 88単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　176単位

（２）サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 72単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　144単位

（３）　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 24単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　 48単位

注　　（１）から（３）まで、支給限度額管理の対象外

リ　生活機能向上連携加算　200単位

　①　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位

　②　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位

注１　運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位とする

注２　リの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

ヌ　口腔・栄養スクリーニング加算

（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20単位

（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位

注１　ヌの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

ル　科学的介護推進体制加算　40単位

注１　ルの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

ヲ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ワ　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）（２）については、支給限度額管理の対象外

カ　介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　　　イからルまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

　　注　　支給限度額管理の対象外

４　社会参加通所サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

（１）　事業対象者・要支援１　　1,439単位

（２）　事業対象者・要支援２　　2,897単位

注１　社会参加通所サービス事業所において、社会参加通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注４　［事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合］

（１）イ（１）を算定している場合　１月につき300単位を所定単位数から減算

（２）イ（２）を算定している場合　１月につき600単位を所定単位数から減算

注５　[送迎未実施減算]

　　　 利用者に対して、その居宅と社会参加通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき37単位（イ（１）を算定している場合は１月につき300単位を、イ（２）を算定している場合は１月につき600単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注４を算定している場合は、この限りでない。

注６　［定員超過利用に該当する場合]

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注７　［人員基準欠如に該当する場合］

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注８　［中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注９　利用者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービスを受けている間は、社会参加通所サービス費は、算定しない。

注10　利用者が一の指定社会参加通所サービス事業所において指定社会参加通所サービスを受けている間は、当該指定社会参加通所サービス事業所以外の指定社会参加通所サービス事業所が指定介社会参加通所サービスを行った場合に、社会参加通所サービス費は、算定しない。

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　　ロにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

ハ　栄養アセスメント加算　50単位

注　　ハの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメン

ト加算の取扱に準ずる。

ニ　栄養改善加算　200単位

注　　ニの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の

取扱に準ずる。

ホ　口腔機能向上加算

（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位

（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位

注　　ホの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加

算の取扱に準ずる。

ヘ　一体的サービス提供加算　480単位

注　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った社会参加通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、ニ又はホを算定している場合は、算定しない。

ト　サービス提供体制強化加算

（１）　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 88単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　176単位

（２）サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 72単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　144単位

（３）　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 24単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　 48単位

注　　（１）から（３）まで、支給限度額管理の対象外

チ　口腔・栄養スクリーニング加算

　（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20単位

（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位

注１　チの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

　リ　科学的介護推進体制加算　40単位

注１　リの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

ヌ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからリまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからリまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ル　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからリまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからリまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）（２）については、支給限度額管理の対象外

ヲ　介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　　　イからリまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

注　　支給限度額管理の対象外

５　第１号介護予防支援費（１月につき）

イ　第１号介護予防支援費442単位

注１　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ　初回加算　300単位

ハ　委託連携加算　300単位

注１　ハの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の介護予防支援における委託連携加算の取扱に準ずる。

注　　住所地特例による財政調整においては、１件あたり442単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に442単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

＜適用日＞

この単位数表は、令和６年４月１日以後のサービス事業の実施について適用し、同日前の実施については、なお従前の例による。